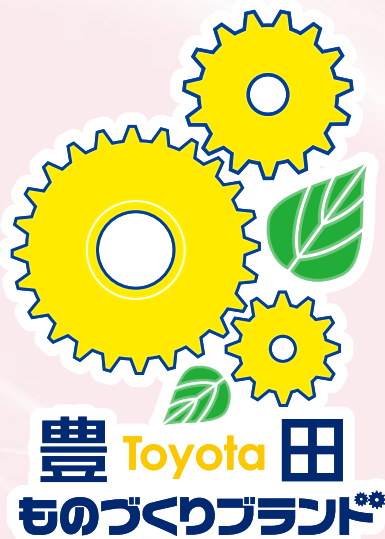


平成28年3月1日から6月30日まで募集中!!



市内中小企業・小規模事業者が持つ 技術・製品認定制度

「自動車産業で培った高度な技術・生産方式を持つ産業都市」である当地域を支える中小企業・小規模事業者の持つ優れた技術・製品にスポットを当て、一定の基準を満たすものを「豊田ものづくりブランド」として認定し、企業の発展・雇用促進と当地域のものづくりレベル向上・イメージアップを目的とした制度です。

豊田ものづくりブランド

認定まで

- 応募資格** 市内中小企業・小規模事業者
- 認定対象** 優れた技術・製品 ※食料品・工芸品を除く
- 認定の視点**
 - **独自性** …… 他社が作れない技術・製品の実現
 - **市場性** …… 市場シェアが秀でている
 - **革新性** …… 新たな価値の創造につながる

支援開始

販路拡大!
雇用促進!
新技術開発!

につながる支援をします!!

豊田ものづくり
ブランド
認定

認定特典・支援

- 認定証、たて、副賞(賞金の予定)の交付、ロゴマークの使用
- パンフレット作成
- 各種広報媒体への掲載
- マスコミ、企業、大学・高校等へのPR支援
- 見本市・展示会(メッセナゴヤ2016 予定)への出展支援等

予定スケジュール

- 応募受付 ……平成28年3~6月30日
- 審査・認定式 ……平成28年7月
- 支援開始 ……平成28年8月~

※制度は変更になる場合があります

ロゴマークのコンセプト

一つひとつの歯車が噛み合い「大きな力を生み出す事」を豊田市の花「ひまわり」に見立てたデザインです。

豊田ものづくりブランドの認定特典である展示会に集団出展し、見積もり依頼等の引合いが11件、内3件の取引成立がありました。28年度も展示会出展支援等を利用させていただき製品の販路拡大に努めます!

平成27年度
認定技術・製品の
事業所社長様の声

日晶電機株式会社
代表取締役
梅村幸司 様



ホームページ

<http://www.toyota-m-brand.com>

(豊田商工会議所HP 又は とよた産業ナビHPよりバナーをクリック)

主催 豊田ものづくりブランド推進協議会

問合せ

■ 豊田商工会議所 商工振興部 TEL:0565-32-4594

■ 豊田市 産業部ものづくり産業振興課 TEL:0565-34-6643

豊田ものづくりブランド募集要項

認定対象

すでに実用化されている、市場に投入された、または投入予定の以下のものとします。

(1)優れた技術 (2)優れた製品 ※食品・工芸品を除く

申請者は以下の①～③のいずれかに適合するものとします。

- ① 市内に本社を有する資本金3億円以下または従業員300人以下(中小企業基本法の定義)の中小・小規模製造業者
- ② 本社は市外でも、市内に開発部門や製造部門があり当該事業所で対象技術・製品を開発または製造している中小・小規模製造業者
- ③ 中小・小規模製造業者が主たる構成者となって活動している共同組合等の団体、任意グループ

下記資料を事務局まで送付またはご持参ください。

無料 但し、応募申請書の作成および応募にかかる費用については、応募者の負担となります。

<http://www.toyota-m-brand.com>

(豊田商工会議所HP又はとよた産業ナビHPよりバナーをクリック)

書類の提出先(事務局)

豊田ものづくりブランド推進協議会

豊田商工会議所 商工振興部
471-8506 豊田市小坂本町1-25
TEL:0565-

認定の視点

技術力・製品力

A. 独自性

- ・実用新案・特許
- ・他社が作れない技術・製品の実現
- ・業界初、世界初、国内初の技術・製品(先進性)

B. 市場性

- ・市場シェア・販売実績が秀でている

C. 革新性

- ・環境・軽量化・低価格・新エネルギー等への対応力(新技術対応性)
- ・他分野への訴求力(販路拡大性)
- ・新たな価値の創造につながる
- ・地域の活性化につながる

ブランド認定特典・支援

- ① 認定証・たての交付
- ② 豊田ものづくりブランドのロゴマークの使用
- ③ 豊田ものづくりブランドのパンフレット作成
- ④ 商工会議所・行政・支援機関等の広報媒体への掲載
- ⑤ マスコミ・企業(販促拡大)、大学・高校(雇用促進)等へのPR支援
- ⑥ PR勉強会の開催
- ⑦ 見本市・展示会(メッセナゴヤ2016 予定)への出展支援
- ⑧ 副賞(賞金を予定)

スケジュール予定

応募受付 平成28年3月1日(火)～6月30日(木)

1次・2次審査・認定式 平成28年7月

支援開始 平成28年8月～

その他

- ① 認定期間は、認定日から2年間ですが延長できます。
- ② 認定登録料として年間2万円を納めていただきます。
- ③ 提出された応募書類等は返却いたしませんのでご了承願います。また、認定審査等に関するお問い合わせには一切お答えできませんのでご了承ください。
- ④ 必要に応じて申請技術・製品についてプレゼンしていただく場合があります。
- ⑤ 製品等の安全性が、各種法令に適合しない恐れがあるものについては、審査の対象とならない場合があります。

※制度は変更になる場合があります